

家庭内の暴力における双方向性についての実証的研究 －女性における加害暴力の構造

山西 裕美

The study on the analysis of the structure of domestic violence
－ the target of the violence by the females in her families

Hiromi YAMANISI

Abstract

In the public mind it is husbands who use violence in the home, but in reality both husbands and wives use violence. In this study we attempt to identify the structure of domestic violence by analyzing data on family violence obtained in Miyazaki prefecture in 2003. We found that wives attacked by their husbands tend to attack someone else in their families. These women not only use violence toward their husbands but also use violence toward their children and elder family members (the less powerful members of the family). This finding indicates the need for a family support system which can protect the weaker family members in homes which have violence, and for intervention to reduce the stress that underlies the family violence.

Key words : family violence, interactive violence, family support

キーワード：家庭内暴力、双方向性、ファミリーサポート

1 はじめに

全国の市町村が2005年度に受け付けた児童虐待の相談が38,183件だったことが平成18年10月31日に厚生労働省の調査から分かった。改正児童福祉法に基づき2005年4月から相談窓口が市町村にも設置されて初めての取り組み状況がまとめられた。また、10月6日に発表された2005年度の児童相談所における虐待相談件数は34,472件と昨年度より増加していることが報告された。ドメスティック・バイオレンスについても2005年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は5,2145件あったことが内閣総理府より発表されている。

このような家庭内における問題の背景には、核家族化による家族機能の脆弱化や、地域社会の弱体化など社会の変化がよく指摘される。戦前の家父長制による統率力の強い家族と異なり、戦後の家族は核家族化と家族意識

の変化の中で、個人化や多様化現象が起こっている。そのことが家族に期待された福祉機能の喪失に繋がっているという考え方である。

日本では、1973年の石油ショックによる“福祉国家の危機”が叫ばれて以降、「福祉見直し論」を展開し、日本型福祉社会構想が導入された。これは個々の家族による自助努力、相互扶助に焦点を当て、三世同居家族を「福祉の含み資産」として積極的に評価したものである。家族の機能を強化し社会資源として家族を政策的に活用するものであった。

しかし、その後の日本の家族に見られた変化は、政府が期待したのはむしろ逆方向であったといえる。家族に期待された子どもや高齢者のケアは、主婦の被雇用者化や同居慣行の減少によりむしろ家庭で全てを担うには困難な状況となった。1985年には59.2%の有配偶女性が働いており、1986年には44.8%あった高齢者の同居世

帯が2003年には24.1%へと減少している(厚生行政基礎調査,国民生活基礎調査)¹⁾。

その他にも、家族自体をつくらないという未婚化、晩婚化現象、子どもをつくらないという少子化現象も起きている。現代の日本の家族のあり様が、社会変化の中で70年代後半に前提とされた集团的結びつきの強い標準的核家族とは大きく異なりつつある。個人化や家族の多様化と呼ばれるこのような家族現象は、70年代後半に政策として期待されたように社会的資源として家族を活用することが困難な時代を迎えていることを示しているといえる。

この家族の時代による変化により、妻や嫁による家庭での介護の限界から1997年には介護保険法が成立し2000年より施行となった。また、増加が懸念される家庭内での子どもに対する虐待や夫婦間の暴力、また高齢者への虐待防止への法的対応として、2000年には児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)が、2001年には配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が、2006年には高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)が施行されることとなった。

日本でも、70年代後半から80年代にかけて、子どもから親に対する暴力が家庭内暴力として問題となったが、今日、家族に対して保護や扶養など家族員に対する福祉的機能が期待されたことは裏腹に、現在の福祉施策にはむしろこの家庭内での問題に対しても保護や介入することが求められつつある。

アメリカでは1970年代にM.ストラウスらが家庭内の暴力についての研究を行い、夫婦間、親子間、兄弟間など家族員間に様々な暴力があることが明らかにされた²⁾。日本でも、これら法律の成立に表されるように、個々の家庭にもストレスが内在しており支援が必要なことが徐々に認識されつつある。

本稿では、筆者らが2002年に行った家庭内の暴力に関するアンケート調査の結果から、一般の家庭に潜在する暴力について検証し、一般の家族に対する支援の必要性を考察するものである。

2 ノーマルな暴力としての家庭内の暴力

家庭内の暴力を問題として論じるのは難しい側面がある。前節でも述べたように家庭は愛と暴力の源泉であるというパラドックスを抱えている。ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)を家庭内の暴力の総称と解釈すると、兄弟げんかも含め、特有の家庭の問題で

はなく一般的家庭に存在する問題として考えることができる。

M.ストロースやR.ゲルスらは1976年にアメリカの計2,143の家庭にインタビュー調査を行い、家庭内の暴力についての総合的研究を行った。その結果、虐待は暴力の極端な形にすぎず、家庭内にはもっと多くの暴力やその結果が隠蔽されていることが明らかになった。

M.ストロースらの研究は、「虐待的暴力」だけでなく、嫉妬のためと思って親が子どもに行う体罰など「正常な暴力」も含め、アメリカの一般家庭における暴力の多様性と日常性が明らかにされている²⁾。

D.チールは、特定の文化のなかで日常生活のノーマルな部分として社会的に受け入れられている暴力の形態は「ノーマルな暴力」として定義されがちであることを取り上げている。家族は外部圧力からメンバーを保護し、満たされないニーズによるストレスに対する適合システムであるという肯定的側面を強調する説明のされ方を従来はされてきた。そのため、このような標準的家族についての理論では、家庭内における暴力や性的虐待などの否定的側面に対し十分な注意が払われてこなかった³⁾。

アメリカの社会学者T.パーソンズは、近代社会における家族機能が、成人のパーソナリティの安定化と子どもの基礎的社会化に収斂されることを定義化した⁴⁾。この理論の成立背景にある1950年代から60年代にかけてのアメリカの社会は、日本同様、性別役割分業に基づく集団としての凝集性が強い核家族が前提であった。そのため社会統合システムを支える家族の肯定的機能が強調され、逆に家族が潜在的に持つ集団としての緊張や葛藤という否定的側面について注意が払われにくかったのである。

2006年6月、奈良県における16歳の長男による自宅への放火および母子3人を殺害する事件が起こったが、父親のしつけや学習指導の行き過ぎと暴力が考慮され、中等少年院送致が決定している⁵⁾。我々が普通の中にも暴力が隠蔽されていることに気づくのはこのように事件になった場合が多い。

2005年6月13日厚生労働省で発表された全国の児童相談所の調査結果では、非行相談の児童の約3割が被虐待児であり、約1割がDVの家庭に育っていることが明らかになっている。子どもの非行と家庭内の暴力との関連が示された結果であり、家庭内の暴力への早期の対応ないしは予防への働きかけは重要であることが示唆されている。

日本でも、この数年の間に児童虐待については法律も整備され、虐待防止の保護ネットワークや要保護児童対

策地域協議会も整えられつつある⁽¹⁾。しかし、このような社会の家庭内の問題への関心の高まりと対処への気運に対し、社会構築主義の立場から専門家に対するクレームメーカーとしての批判もある。親や子どもより専門家の判断が優先されること。親や子どもが援助を求めないことがむしろ介入の根拠となること。これらは当事者より専門家至上主義ではないかという指摘である⁽²⁾。

指摘されるように、専門家が一方的な価値によって家族に対しアセスメントを行い、虐待ファクターのある家族としてラベリングをするようなことは避けられなければならないことである。しかし、個別家族の責任問題としてだけでなく、社会の問題として家庭内の暴力への取り組みをすることは無意味ではないだろう。

家庭内での暴力の問題を取りあげる意義は、上野らの指摘するような虐待家族を「捕獲」することにあるのではなく、むしろこれまで「正常な暴力」とか「ノーマルな暴力」として見過ごされてきた暴力がどこの家庭においても日常的に行われていることに焦点を当てることにある。児童虐待、DVやあるいは子どもの非行へと問題が拡大する前に、それらへの伏線となる一般の家庭における日常的暴力の存在に気がつくことである。社会が家族に福祉的機能を求めるだけでなく、個々の家族員にとって望ましい家族であるためには、家族が社会のサポートを受けやすくする体制を整えることが必要であるだろう。

今までは福祉サービスによる支援対象とは見なしでこられなかった一般の家族が、社会に対し福祉的機能を求めること、すなわち、パブリックファミリズムが必要と考える⁽³⁾。

3 家庭内の暴力の双方向性

家庭内では日常的に暴力が行われやすいということの問題として取り上げてきた。児童虐待やDV、老人虐待などの問題はその一つの例といえるだろう。しかし、このような暴力が取り上げられる際に加害者と被害者は二項対立に取られがちである。DVの場合、夫の社会経済的優位性により、夫が加害者となり女性である妻が被害者として強調される。

しかし、家庭の中では夫と妻が相互に配偶者を攻撃していることは、M.ストラウスらの研究グループによってもすでに明らかにされていることである。筆者らが2002年に宮崎県で行ったアンケート調査結果でも、暴力の種類によって性別による被害割合の程度が異なっていた⁽³⁾。調査時点から過去1年間の被害経験について、

男女とも「バカにされた」、「親族の悪口」が最も割合が高く、「何を言っても無視」や「外出の制限」も男女とも被害経験の割合が比較的高い。しかし、これらには統計的に有意な性差が見られなかった。

むしろ、「金遣いのチェック」では男性の方が女性よりも被害を受ける割合が高くなっていた。これに対し、「軽いケガ」、「暴力のふり」、「食わせてやっている」、「生活費を取り上げる」、「性的行為」は女性の方が被害を受ける割合が高くなっていた。これらの項目にみられる性差は χ^2 検定の値においても有意であった。

性差の見られる項目のうち、家計に関しては、女性が日常的な遣り繰りの権限を持つ日本の慣習が反映され、男性の方が金遣いに関しては干渉される割合が高くなっているのが特徴的である。女性が男性の金遣いに対して圧迫感を与える傾向がある一方で、女性の方が被害にあう割合が高い項目は、男性の身体的、社会的パワーが特に反映された内容である。社会的性差であるジェンダーが、男女双方において家庭内で影響を与えていることが明らかとなった⁽⁴⁾。

筆者らが行ったアンケート調査ではこのように家庭内の暴力は必ずしも男性から女性へと一方的に振られるわけではなく、暴力の内容によっては双方向的に日常的に行われていることが判明した。また「バカにする」や「親族の悪口」など、一つ一つの内容は些細なものが多いため、加害者側には自覚がもたれにくい。

フランスの精神科医、マリー・フランス・イルゴイエンヌは、「言葉や態度によって巧妙に人の心を傷つける精神的暴力」をモラルハラスメントと定義している⁽⁵⁾。外傷が残るような身体的暴力とは異なるこのような言葉や態度による精神的暴力は、見えづらいため長い時間潜在的なものとして存在していたが、身体的暴力と異なり、社会的に問題として取り上げられにくかった。このような精神的暴力が相手にもたらすストレスは大きい。加害者には自分が精神的暴力をふるっている自覚がもたれにくい。このモラルハラスメントにはDVなど家庭内の暴力だけでなく、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなども含まれ、社会生活全般において見られるものであるが一つ一つが些細であるために問題視されなかったものである。

家庭の中には、M.ストラウスやD.チールらが指摘するように、日常的に様々な暴力が行われており、それらの中には一つ一つは些細なため問題とは認識されないものが含まれている。精神的暴力も含め、これら様々な暴力がどのように行われているのか、家庭内の暴力という家族生活のネガティブな側面について調べることは、

問題が拡大する前の予防を考える上で必要なことといえるだろう。次に、筆者らが調査したアンケート結果に基づき、一般の家庭における暴力の双方向性に焦点を当て、家庭内の暴力の構造について分析することにする。

4 分析方法

1) 調査の概要

この調査では、DVや子どもへの暴力、高齢者への暴力など家庭内における様々な暴力を家庭内の暴力の一環として捉える。また、被害者と加害者は両義的との考えから、家庭内における暴力の双方向性の視点を持つ。そのため、暴力に対する自分の被害経験だけでなく、加害経験についても尋ねている。

調査時期は2002年3月から7月にかけて、宮崎県内4市にてアンケート調査を行い、調査時点から過去1年における家庭内暴力の経験について尋ねるとともに、心身の健康状態や家族意識、サポートネットワークなどについても調べた。回収数は1,402(回収率 35.1%)、有効回答数は1,332(有効回答率 33.3%)であった。回答者の基本属性は、男性が385(28.9%)、女性が947(71.1%)と女性が7割以上を占めた。年齢の構成比は性差に関係なく、20代(10.4%)、30代(21.8%)、40代(25.2%)、50代(23.0%)、60代(14.0%)、70代(4.8%)と比較的分散している。20歳未満も80歳以上も若干含まれている。家族形態は、「一人暮らし」51(3.8%)、「夫婦のみ世帯」288(21.6%)、「親と子どもからなる世帯」667(50.1%)、「夫婦と親からなる世帯」52(3.9%)、「三世帯世帯」181(13.6%)、「その他」93(7.0%)であった。

また、この調査では平成14年3月から平成15年3月の1年間にわたり、女性相談センターや市老人福祉課、在宅介護福祉センター、児童養護施設などで聴き取りを行い、保護された女性や老人、児童など13ケースについて背景や保護ルートについて検討も行っている。

2) 家庭内の暴力の項目について

本調査では、家庭内の暴力の種類を身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、ネグレクト、性的暴力の6種類に分類し、調査時点から過去1年間の家族員との暴力の経験について尋ねている。各暴力の種類のもとには、次のような下位項目を設定している。下位項目については、被害と加害の両方について尋ねている。身体的暴力の下位項目は、「殴る、ける、突き飛ばすなどして、病院などでの治療が必要なほどのケガを負わされたことがある」(以下、「被害:重いケガ」)・「殴る、け

る、突き飛ばすなどして、病院などでの治療が必要なほどのケガを負わしたことがある」(以下、「加害:重いケガ」)、「殴る、ける、突き飛ばすなどしてあざや軽いケガを負わされたことがある」(以下、「被害:軽いケガ」)・「殴る、ける、突き飛ばすなどしてあざや軽いケガを負わしたことがある」(以下、「加害:軽いケガ」)、「物を投げつけられたことがある」(以下、「被害:物の投げつけ」)・「物を投げつけたことがある」(以下、「加害:物の投げつけ」)である。精神的暴力の下位項目は、「バカにされたり、ののしられたりされたことがある」(以下、「被害:バカにする」)・「バカにされたり、ののしったりしたことがある」(以下、「加害:バカにする」)、「暴力をふるうふりをしておどされたりしたことがある」(以下、「被害:暴力のふり」)・「暴力をふるうふりをしておどしたりしたことがある」(以下、「加害:暴力のふり」)、「大切にしている物をわざと壊されたり無くされたことがある」(以下、「被害:大切な物の破壊」)・「大切にしている物をわざと壊したり無くしたことがある」(以下、「加害:大切な物の破壊」)である。経済的暴力の下位指標は、「『食わせてやっている』と言われたことがある」(以下、「被害:食わせてやっている」)・「『食わせてやっている』と言ったことがある」(以下、「加害:食わせてやっている」)、「給料や年金などの生活費を、渡されなかったり取り上げられたことがある」(以下、「被害:生活費の取り上げ」)・「給料や年金などの生活費を、渡さなかったり取り上げたことがある」(以下、「加害:生活費の取り上げ」)、「お金の遣い道を細かくチェックされる」(以下、「被害:金遣いのチェック」)・「お金の遣い道を細かくチェックする」(以下、「加害:金遣いのチェック」)である。社会的暴力の下位指標は、「電話や手紙などを細かくチェックされるなど、交友関係を監視されたことがある」(以下、「被害:交友関係の監視」)・「電話や手紙などを細かくチェックするなど、交友関係を監視したことがある」(以下、「加害:交友関係の監視」)、「自分の親族の悪口を言われたことがある」(以下、「被害:親族の悪口」)・「自分の親族の悪口を言ったことがある」(以下、「加害:親族の悪口」)、「外出を制限されたことがある」(以下、「被害:外出の制限」)・「外出を制限したことがある」(以下、「加害:外出の制限」)である。ネグレクトの下位指標は、「何を言っても、何をしても無視されることがある」(以下、「被害:何を言っても無視」)・「何を言っても、何をしても無視することがある」(以下、「加害:何を言っても無視」)、「日常生活に必要な世話や介護をされないことがある」(以下、「被害:世話・介護の放棄」)・「日常生活に必要な世話や介護をしないことがある」(以下、「加害:

世話・介護の放棄)、 「病気やケガをしても、病院などでの治療を受けさせてもらえないことがある」(以下、「被害:治療の拒否」)・「病気やケガをしても、病院などでの治療を受けさせないことがある」(以下、「加害:治療の拒否」)である。性的暴力の下位指標は、「嫌がっているのに性的行為をしつこく求められたことがある」(以下、「被害:性的行為」)・「嫌がっているのに性的行為をしつこく求めたことがある」(以下、「加害:性的行為」)である。下位指標は計16項目についての被害と加害について尋ねている。

被害/加害の計16項目の下位指標それぞれの項目に対し、頻度の選択肢は「よくあった(月1回以上)」、「ときどきあった(1年に数回以上)」、「ほとんどなかった(1年以内1回程度)」、「まったくなかった」、「あてはまらない」(非該当)の5段階とした。被害及び加害対象者については、16種類の暴力の被害/加害経験それぞれについて、「配偶者」「子ども」「自分の親」「配偶者の親」「自分の兄弟」「配偶者の兄弟」「子どもの配偶者」「孫」「その他」の9項目から当てはまるもの全てを選択する形式である⁷⁾。

3) 分析と結果

家庭内での暴力が必ずしも夫から妻へ一方的に振るわれているわけではないことを調べるため、今回の分析では「一人暮らし」を除く調査時点で家族と同居している女性計899名を分析に用いることにした。なお、本稿の分析に当たっては、SPSS14.0Jを用いている。

家庭内の暴力の双方向性について調べるに当たり、被害/加害の各16項目の暴力を調査時点での過去1年間に被害/加害のあった種類のそれぞれの総数についてT検定を行った(表1.)。自分が「過去1年間に受けた家庭内暴力の項目数」は16項目の暴力のうち平均値が3.3372、自分が家族に対し「過去1年間に受けた家庭内暴力の項目数」については平均値が3.3005であった。この2項目間の相関係数は0.496($p<0.00$)と非常に高い相関を示した。これら2項目間の平均の差の検定は統計的に有意な差は見られなかった。被害暴力の項目数と加害暴力の項目数は、相関は強く項目数の違いも見られないことが分かった。

しかし、上記の比較では、単に被害経験と加害経験のある暴力の項目数同士の相関なので、暴力を受けた相手に対してではなく、異なった対象に加害を行っていても結果的には相関が高くなる可能性があり、厳密には暴力の双方向性については分からない。そのため、次に、過去1年間に受けた配偶者との間における被害と加害の家庭内暴力の項目数間の比較を行った(表2.)。「過去1年間に

に配偶者から受けた家庭内暴力の項目数」は16種類の暴力のうち平均値が3.2947、これに対し「過去1年間に配偶者に行った家庭内暴力の項目数」は平均値が2.4561と若干少なくなっている。配偶者への加害暴力の項目数は、平均値も、標準偏差も配偶者からの被害暴力に比べ値が小さくなっている。しかし、両者の項目間の相関係数は0.482($p<0.00$)と非常に高い相関を示しており、配偶者から多くの項目について暴力の被害を受け

表1. 過去1年間の被害暴力の項目数と加害暴力の項目数のT検定

過去1年間の家庭内暴力	平均値	N	標準偏差	相関係数	T検定
被害を受けた項目数	3.3372	436	2.64855	.496 $p<0.00$.309
加害を行った項目数	3.3005	436	2.23125		n.s.

表2. 過去1年間の配偶者との間における被害暴力の項目数と加害暴力の項目数のT検定

過去1年間の配偶者との家庭内暴力	平均値	N	標準偏差	相関係数	T検定
被害を受けた項目数	3.2947	285	2.68226	.482 $p<0.00$	5.908
加害を行った項目数	2.4561	285	1.76298		$p<0.00$

た女性ほど、また配偶者に多くの項目の暴力を行う傾向があることが分かる。しかし、被害と加害の項目の平均値に若干差が見られ、T検定により平均の差が統計的にも有意であることが判明した。

これらの分析から次のことが判明した。家族と同居している女性において、家族員から受ける暴力の被害の項目数と、逆に自分が家族に対し行う暴力の加害の項目数との間には強い相関があり、その平均値には統計的に有意な差もみられない。すなわち、暴力の被害項目が多いほど、家族の誰かに暴力を行っていることがうかがわれる。しかも、被害暴力の項目数と加害暴力の項目数との値に差がないということは、被害と同じほど加害を行っていると考えられる。しかし、配偶者との間における暴力の項目数における被害項目数と加害項目数の関係を見ると、相関は強いものの配偶者に行う暴力の項目数は配偶

者から受ける項目数に比べると少なくなっている。このことは、配偶者からの被害に対し、自分が暴力を行う対象が配偶者以外にいることが考えられる。

どの項目の暴力が配偶者との間で双方向的に行われ、またどの項目の暴力では対象が異なるのか調べるため、次に16項目の家庭内暴力の過去1年間についての被害経験の頻度と加害経験の頻度の相関を算出し、次に同じ16項目の暴力ごとに配偶者との間の被害経験と加害経験の相関について確認することにする。なお、家庭内暴力の被害と加害経験の頻度については前述の選択肢において「あてはまらない」を非該当として無回答とともに分析の対象から外し、「まったくなかった」から「よくあった」までの4段階の尺度構成として分析することにした。また、配偶者からの被害経験と配偶者への加害経験については、「ある」「ない」の2値データである。

まず、過去1年間に自分の受けた被害経験の頻度と自分が行った加害経験の頻度についての相関係数を、16の暴力の項目ごとに算出した(表3.)。

過去1年間における被害と加害経験頻度については、16項目全ての項目において統計的に有意な相関があった。全ての暴力の項目について、よくその項目の暴力の被害を受けるほど、よくその項目の暴力を誰かに自分も行っているということである。

では、これら16項目の暴力において被害と加害の関係は配偶者との関係なのかを調べるため、配偶者からの被害と配偶者への加害についてそれぞれ相関係数を算出した(表3.)。被害経験の頻度と加害経験の頻度の相関係数を算出した場合に比べ、配偶者との関係に限定すると相関の高い項目はかなり減少している。統計的に有意な相関を示しているのは、身体的暴力:「物の投げつけ」($r=.497^{**}$)、精神的暴力:「バカにする」($r=.553^{**}$)、社会的暴力:「交友関係の監視」($r=.666^{**}$)、「親族の悪口」($r=.589^{**}$)、「外出の制限」($r=.408^{**}$)、ネグレクト:「何を言っても無視」($r=.737^{**}$)、「世話・介護の放棄」($r=1.000^{**}$)であった。

逆に、身体的暴力:「軽いケガ」、精神的暴力:「暴力のふり」、「大切な物の破壊」、経済的暴力:「金遣いのチェック」、「食わせてやっている」では、統計的に有意な相関が出なかったため、配偶者からの被害経験と配偶者への加害経験は関連がないといえる。

また、身体的暴力:「重いケガ」、経済的暴力:「生活費の取り上げ」、ネグレクト:「治療の拒否」、性的暴力:「性的行為」の各項目は、ケース数が少なすぎるために算出できなかった。

過去1年間の被害項目数と加害項目数の関係でも確認

表3. 各項目における被害と加害の相関関係

種類	項目	被害/加害 経験	配偶者間 被害/加害経験
身体的	物の投げつけ	.515 ^{**} (730)	.497 ^{**} (41)
	軽いケガ	.380 ^{**} (721)	n.s.
	重いケガ	.193 ^{**} (743)	-
精神的	バカにする	.614 ^{**} (759)	.553 ^{**} (179)
	暴力のふり	.264 ^{**} (759)	n.s.
	大切な物の破壊	.413 ^{**} (752)	n.s.
経済的	金遣いのチェック	.375 ^{**} (735)	n.s.
	食わせてやっている	.194 ^{**} (714)	n.s.
	生活費の取り上げ	.381 ^{**} (723)	-
社会的	交友関係の監視	.244 ^{**} (745)	.666 ^{**} (44)
	親族の悪口	.494 ^{**} (762)	.589 ^{**} (138)
	外出の制限	.205 ^{**} (754)	.408 ^{**} (43)
ネグレクト	何を言っても無視	.526 ^{**} (771)	.737 ^{**} (101)
	世話・介護の放棄	.328 ^{**} (555)	1.000 ^{**}
	治療の拒否	.362 ^{**} (727)	-
性的	性的行為	.264 ^{**} (728)	-

^{**}p<0.01

したように、各項目間の分析においても、被害と加害の対象を限定しなければ各項目とも強い相関を示していたが、配偶者間に限定すると強い相関関係が維持される項目と、無相関の項目とに分かれることが判明した。「物の投げつけ」、「バカにする」、「交友関係の監視」、「親族の悪口」、「外出の制限」、「何を言っても無視」、「世話・介護の放棄」の7項目では、これらの家庭内での暴力は、配偶者間で双方向的に行われている。しかし、「軽いケガ」、「暴力のふり」、「大切な物の破壊」、「金遣いのチェック」、「食わせてやっている」の5項目では配偶者からの被害は必ずしも配偶者への加害となつては現れていない。

調査仮説の段階では調査時点での先行研究に基づき、暴力の種類を6種類に分け、それらの暴力の下に計16種類の下位指標を作成した。しかし、前述のM.ストラウスの「虐待的暴力」と「正常な暴力」、またはD.チールの「ノーマルな暴力」の例に見られるように、暴力を行う本人にとって自分が家族に行う加害暴力は項目によって位置づけが異なるということが考えられる。

家族と同居している女性にとって、これらの家庭内の暴力の各項目が潜在的にどのように識別されているのか調べるため、次に多次元尺度構成法(ALSCAL)を用い、これら加害暴力の項目間における距離を測定し項目間の隠れた関係を調べた。分析に用いた項目は、家族と同居する女性が家族に行う16種類の加害暴力の項目の内、加害経験のケース数が少なかった「重いケガ」、「生活費の取り上げ」、「治療の拒否」、「性行為」の4項目を省いた計12項目とした。また、データの形式については、頻度についての4段階の尺度データを過去1年間に経験が「あった」「なかった」の2値に変換し分析に用いた。

距離行列の計算は、2値のユークリッド距離である。RSQは.96578、stressは.10190、モデルとしての適合性は高い⁹⁾。12項目の加害暴力の刺激の布置をプロットに示した(図1.)。

「I」、「II」の2つの軸に区切られた4つの象限を、右上から時計回りと逆の順に、第一象限、第二象限、第三象限、第四象限とする。第一象限には、「親族の悪口」、「金遣いのチェック」の項目が位置している。これらの項目は「被害/加害」の相関が強いことが共通している。

「親族の悪口」では配偶者間でも相関が強かったが、加害対象の項目でも「配偶者」は5割で一番多い。また、「金遣いのチェック」では、配偶者間の相関は無相関であったが、加害対象は「配偶者」が6割以上、次いで「子ども」も4割であった項目である。2項目とも、「配偶者」に対する加害項目であるといえるだろう¹⁰⁾。

第二象限は、「外出の制限」と「交友関係の監視」の2項目が位置している。両項目とも、「被害/加害」の相関も、配偶者間の相関も強い項目である。「外出の制限」は、加害対象が「子ども」が5割以上、「配偶者」も次いで多い項目である。「交友関係の監視」は、加害対象は「配偶者」の割合が一番高いが、次いで「子ども」も高い割合を示す項目である。この2項目は「配偶者」との間の双方向性もあるが、それ以外にも「子ども」に加害が向けられている項目である。

第三象限に位置する項目は4つの象限の中で最も多く6項目となっている。I軸の近くに「物の投げつけ」が、II軸に沿って「軽いケガ」、「世話・介護の放棄」、「大切な物の破壊」、「食わせてやっている」、「暴力のふり」の5項目がかなり近接して位置している。「物の投げつけ」は「被害/加害」の相関も配偶者間の相関も強い項目であるが、加害対象は「子ども」が5割以上を占め一番高く、次いで「配偶者」が約4割である。近接している「暴力のふり」、「食わせてやっている」、「軽いケガ」の3項目では、加害対象となるのは「子ども」が7-8割、「配偶者」が2-3割と、子どものほうが加害の対象となる割合が配偶者に比べて非常に高い項目である。

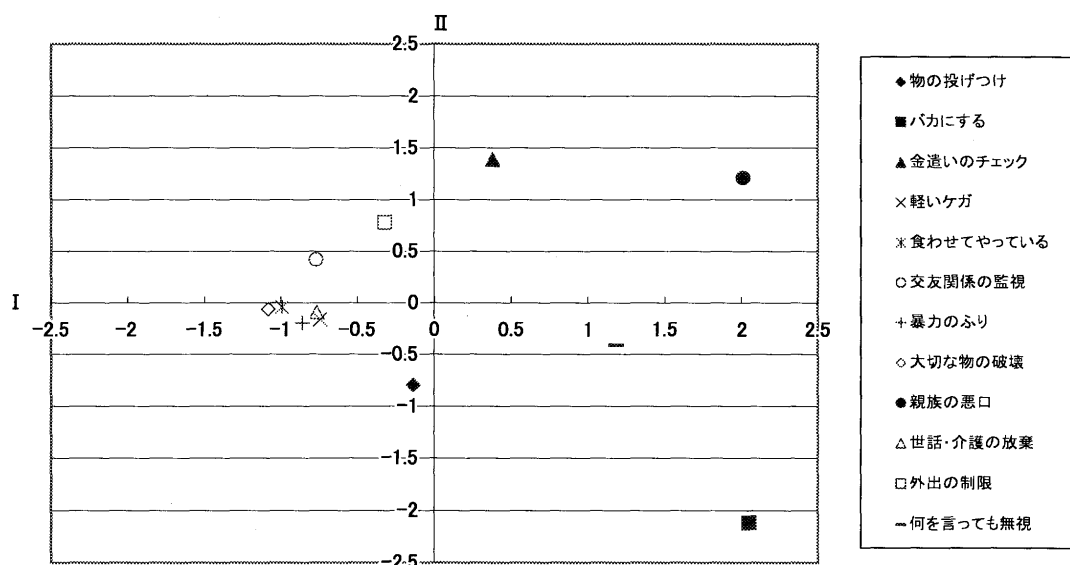


図1. 女性における家庭内暴力の加害の構造 stress=.10190 RSQ=.96578

「大切な物の破壊」は、「被害/加害」の相関は強いが、配偶者間に有意な相関は見られなかった項目である。加害対象は「配偶者」が5割だが、「子ども」も約5割で「自分の親」も合わせると7割となっており、配偶者以外の家族に対する暴力でもあることが分かる。「世話・介護の放棄」でも、対象は「配偶者」が4割だが、「子ども」、「自分の親」、「配偶者の親」を合わせると6割を超える。この2項目は加害対象が子どもと親という配偶者以外の親族に向けられる割合が高い項目であることが特徴である。

第三象限に位置する項目は、家庭内の加害暴力の中でも、「子ども」を対象とする割合の高い「物の投げつけ」、「軽いケガ」、「暴力のふり」の3項目が含まれている¹⁰⁾。また、子どもに加え、自分や配偶者の親といった他の親族に向けられる項目も含まれ、配偶者以外の家族にも向けられやすい項目が位置している象限といえる。

第四象限に位置している「バカにする」、「無視する」の2項目は、いずれも「被害/加害」の相関も配偶者間の相関も強い項目である。加害対象を見ても、「バカにする」は「配偶者」が6割、「無視する」は「配偶者」が7割以上と、「子ども」より「配偶者」に向けられる傾向の強い暴力の項目である。

以上より、第一象限と第四象限には主に「配偶者」に対する加害項目が位置し、第二象限と第三象限には「子ども」に対する加害項目や「子ども」だけでなく「自分の親」や「配偶者の親」に対する加害項目が位置している。このことからI軸は「加害の対象」を表していると考えられる。

これに対し、第一象限と第二象限には経済的暴力の「金遣いのチェック」や社会的暴力の「親族の悪口」、「交友関係の監視」、「外出の制限」という社会生活に対する暴力の項目が位置している。第三象限と第四象限には、身体的暴力の「物の投げつけ」、「軽いケガ」、精神的暴力の「バカにする」、「暴力のふり」、「大切な物の破壊」、経済的暴力の「食わせてやっている」、ネグレクトの「何を言っても無視」、「世話・介護の放棄」が位置している。これらは第一象限と第二象限の加害対象の社会生活にダメージを与える項目とは異なり、加害対象の個人の生活に対しダメージを与える項目であるといえる。よってII軸は「暴力の種類」を表していると考えられる。

先のT検定や相関係数の結果と合わせて考察すると次のことが判明する。家族と同居している女性の場合、家庭内での「被害/加害」の暴力は相関が強く、項目数でも違いが見られない。しかし、これは必ずしも全て配偶者との間で相互に行われているものばかりではなかつ

た。配偶者との間における被害と加害の項目数の相関は強いが、項目数の平均値には差が見られ、配偶者に対する加害項目数は少なかった。このことは、次に行った各項目間における相関分析でも共通の結果となった。「被害/加害」の各項目間ではいずれも有意な相関を示していたが、各項目における配偶者間の「被害/加害」の相関では項目によって有意な相関を示さないものがあることが分かった。

なぜこのような違いが生じるのかその原因を考える上では、多次元尺度構成法を用いて算出された加害暴力の項目間の距離による位置づけが参考となった。暴力の項目を2次元に配置すると、家族と同居する女性にとって、加害暴力の場合、暴力の項目によってその「加害の対象」は、大きく配偶者と子どもや他の親族とに分かれている。主として配偶者に向かわない暴力は、子どもや親などに向けられやすい傾向を持つ項目である。

さらに、暴力の種類は、対象者の社会的生活に対するものと、個人的生活に対するものとに種類が分かれる。心身にダメージを及ぼす「個人的生活に対する暴力」と、社会的生活に対し抑制をかける形でダメージを与える「社会的生活に対する暴力」とに大別された。

配偶者に強く向けられる項目は、いわゆるモラルハラスメント的な内容の項目が多く、身体的暴力は含まれていない。しかし、子どもや親に向けられやすい暴力には、身体的暴力や暴力を用いた精神的暴力、ネグレクトなど家庭の中でのパワーの差を背景に行われやすい内容となっている。しかし、女性からのこれらの加害暴力の対象である子どもや親は女性に対し加害者とはなっていない⁶⁾。

女性が家庭の中で行う、加害の暴力については、配偶者と双方向的に行われる暴力がある。しかし、その中でも子どもに向かっている種類のものもあり、配偶者との双方向的暴力の側面ばかりではないことが分かった。また、被害と加害の相関から配偶者との双方向性がうかがえる一方で、配偶者との関係では無相関だが、加害暴力の対象を見ると非双方向的に対象となっているのが子どもや他の親族に対する暴力であることも明らかになった。

以上の分析結果より、家庭の中には、配偶者間で行われる双方向的暴力がある一方で、より弱者である子どもや親といった高齢者に向けられる暴力があることが判明した。このことから、家庭の中には家族員を対象とした潜在的暴力が存在しているということが検証されたといえる。しかも、家庭内の暴力の被害項目数と心身の健康状態に関する項目とは有意な相関がある。また、加害項目数と心身の健康状態との間にも有意な相関も見られた⁶⁾。家庭内では、家族員との間に様々な内容や程度の

暴力があり、それぞれが大事に至らなくても、潜在的に蓄積されていくストレスがあることが分かる。

5. まとめ

一般の家庭の中での日常的に行われる様々な暴力について検証してきた。しかし、標準的家族観への指摘にあるように、事件など大事に至った場合を除き、社会は家庭というもののネガティブな側面について、あまり取り上げようとはしない。また問題を抱えた当事者家族自体もそれを周囲に知らしめようとはしない。

実際、DVなど配偶者による暴力の被害にあいながらも、お互いが強い関わり合いがある場合、友人や知人など他の社会的紐帯からは離れてしまいがちである。そして問題を抱えた個々の家庭それぞれが「カプセル化」⁽⁷⁾しやすくなる。それは、例えば、70年代から80年代にかけてコインロッカーに乳児の死体遺棄事件が多発しその後減少した理由は、家族自体がコインロッカーとなったからであるという指摘にも通じるものである⁽¹⁾。

一見、標準的な家族であるという視点は、また普通の家族は支援の対象にはならないという結果にもなる。標準的な家庭には、少子化対策として子育て期の家族に対するファミリーサポートや、要介護老人のいることに対しては介護保険などの社会的支援は提供される。これらの家族は少子化や高齢社会という社会問題の中で支援対象者としての「社会的カテゴリー」であることが社会的承認を得られているからである。

かつては、福祉的機能が社会資源として期待された日本の家族であったが、核家族化や地域社会の脆弱化という時代による社会の変化の影響を受け、現代の日本の家族は孤立的であり、外的に脆弱で内的にも不安定である。少子化や未婚晩婚化現象、老親扶養意識の低下という事実は、家族に対し社会が期待する機能よりは、個人の欲求充足の追及が優先されていることを示している。多様化により家族以外の生き方が可能となることにより、家族の凝集性と求心性が従来より弱くなった今日、むしろ家族に対する社会的支援が必要な時代に入っているのである。

家族福祉が「集団としての家族を単位として、家族によるその家族機能についての家族生活周期における自立的遂行の援助の実践と、その援助サービスの体系である」⁽²⁾であるならば、個々の家族が、また家族員が幸せで充足した家族生活を追求できるように、一般の家庭にも様々なサービスを受けられるようにしていくことが必要であろう。

例えば勤務先がファミリーフレンドリーであること、あるいは勤務形態だけでなく、家庭生活全般に対するバランスへの配慮であるワークライフ・バランスへの配慮が求められているのはその一つの例である。国や自治体、企業など社会が個々の家族が必要とする諸欲求を援助するファミリーサポートの提供と、そのサービスが個々の家族に届きやすいシステムの構築が必要である。

註

- (1) 虐待防止を目的に全国の市町村が学校や医療機関などつくる支援組織の「要保護児童対策地域協議会」や、それ以前からの「虐待防止ネットワーク」は2006年4月1日時点で全体の69%も1,271市町村が設置済みであることが、2006年10月31日に厚生労働省の調査で分かった。
- (2) 育児や介護、看護の労働など個人にとって不可欠な相互扶助や感情依存の欲求充足などの機能をファミリーズムと呼んでいる。そして、このファミリーズムを、国家・自治体・企業などが個々の私生活を支えるための諸政策として展開することはパブリックファミリーズムと呼ばれている。J.E.ディザードとH.ガドリンの提唱であることが紹介されている⁽³⁾。
- (3) 調査の詳細については「山崎きよ子、山西裕美：ドメスティック・バイオレンスについての調査研究-D.V.に関する意識と実態およびシェルターへの入所経路の視点から- 課題番号 13610259 平成13-14年度文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書」⁽⁷⁾。
- (4) 「親族の悪口」の項目での加害対象は、「配偶者」以外にも、「配偶者の親」や「配偶者の兄弟」もそれぞれ2割以上であった。配偶者に親族のことを非難し、また配偶者の親族には配偶者のことを非難して間接的に配偶者を攻撃していることが推測される。配偶者の親族も加害対象となっているが、項目の内容的に見て配偶者に対する加害暴力と受け止めることができる。
- (5) 子どもとの間における被害の項目数と加害の項目数とには有意な相関は見られなかった。子どもとの間には暴力の双方向性は見られない。被害を受けた暴力に対し、一部の項目の加害暴力が子どもへ反れるということは、子どもは家庭の中で被害者としてあることがうかがえる。親についても同様である。
- (6) 今回のアンケート調査におけるストレスに関する項目と被害項目数、加害項目数との相関は以下の通り

であった。「家族内で自分の負担が大きすぎると感じたこと」(被害 .261**, 加害.236**), 「自分に何となく自信がないと感じたこと」(被害 .247**, 加害 .288**), 「この1年間の健康状態」(被害 .140**, 加害 .193**), 「現在の生活に対する満足度」(被害 .336**, 加害 .202**)。被害や加害の項目数が多いほど、いずれの項目でもストレスが高くなっていることが分かる。

- (7) カプセル化とは、最も多くの時間を一人の個人またはひとつの集団とともに過ごし、この他のすべての人びとを排除する結果として、個人に影響をもつ関係の範囲が極端に狭まっていく社会的過程のことである³⁾。

参考・引用文献

- 1) 厚生労働省編:平成17年版厚生労働白書.ぎょうせい,2005.
- 2) M.ストロース,R.ゲルス,S.スタイメッツ,小中陽太郎訳:閉ざされた扉のかげで.新評論,初版,1981.
- 3) D.チール,野々山久也監訳:家族ライフスタイルの社会学,ミネルヴァ書房,初版,2006.
- 4) T.パーソンズ,R.F.ベールズ:家族.黎明書房,1986.
- 5) 日本経済新聞,2006,10,27.
- 6) 上野加代子,野村知二:<児童虐待>の構築.世界思想社,初版,2004.
- 7) 山崎きよ子,山西裕美:ドメスティック・バイオレンスについての調査研究-D.V.に関する意識と実態およびシェルターへの入所経路の視点から- 課題番号 13610259 平成13-14年度文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書.2003.
- 8) マリー=フランス・イルゴイエヌ:モラルハラスメント.紀伊国屋書店,1999.
- 9) 岡本彬訓,今泉忠:パソコン多次元尺度構成法,共立出版株式会社,1994.
- 10) 山西裕美,山崎きよ子:家庭内暴力における暴力の双方向性と連鎖についての研究.厚生指標第51巻第8号:16-21,2004
- 11) 庄司洋子:現代家族の福祉ニーズ.ジュリスト Vol.923:12-20,1988.
- 12) 野々山久也編著:家族福祉の視点.ミネルヴァ書房,初版,1992.
- 13) 井上真理子:「ファミリーズム」論:ファミリーズムの再発見.世界思想社,pp.3-23,1995.